

4月12日(日)は

埼玉県議会議員一般選挙

の投票日です！

告示日 4月3日(金)

投票日 4月12日(日)

任期満了に伴う埼玉県議会議員一般選挙の投票が4月12日(日)に行われます。選挙が、明るく正しく行われるよう、有権者の皆さんのご協力をお願いします。

■投票できる方

平成7年4月13日までに生まれ、平成27年1月2日までに皆野町に住民登録し、引き続き選挙当日まで皆野町に居住している方。(失権などによる欠格条項に該当している方を除きます。)

※皆野町の選挙人名簿に登録されている方で県内の他の市区町村へ転出した方は、現住所地の「住民票の写し」または「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」があれば、皆野町で投票することができます。ただし、平成27年1月2日までに新住所地へ転入届出をされた方は、原則として新住所地の選挙人名簿に登録

されますので、皆野町での投票はできません。なお、住所の移転は市町村を単位として1回に限られますので、移転先の市町村から、さらに県内の他の市町村に住所を移した場合には、都道府県議会議員の選挙権は認められないこととなります。

■投票所入場券

郵送で配付します。投票の際は忘れずにお持ちください。入場券をなくした場合でも投票できます。投票所の係員にお申し出ください。※お手元に届かない場合は、選挙管理委員会までご連絡ください。

■投票の方法

受付の後、投票用紙が交付されます。候補者氏名(1名)を記載し投票してください。

■投票所および投票時間

投票所および投票時間は、「別表1」とおりです。

■期日前投票

投票日に冠婚葬祭や仕事・旅行などで投票ができない方は、期日前投票ができます。

期間 4月4日(土)～4月11日(土)

■時間

午前8時30分～午後8時

■場所

期日前投票所(役場2階会

■議室

※入場券の再交付等は、身分証明書(免許証等)の提示を求められる場合があります。

■不在者投票

他の市町村での不在者投票 仕事や学業などの都合で町外に滞在のため、町内で投票ができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に手続きを行い、滞在先の市区町村選挙管理委員会での不在者投票ができます。

■入院(所)中の不在者投票

指定施設に入院(所)中の方は、その施設内で不在者投票をすることができます。町内の不在者投票指定施設

は、「別表2」とおりです。投票を希望される方は施設にお申し出ください。

■郵便による不在者投票制度

身体に重度の障害があるなど、「別表3」の要件に該当する方は、郵送で不在者投票をすることができます。ただし、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、希望される方は選挙管理委員会までご連絡ください。

※証明書の交付には日数がかかりますので、お早めにご連絡ください。

■代理投票・点字投票

手が不自由で字が書けないなど自分で投票することができない方には、代理投票の制度があります。また目の不自由な方は点字で投票することができます。投票所の係員にお申し出ください。

■開票

開票は即日開票とし、4月12日(日)午後9時から文化会館3階会議室Aで行います。町の選挙人名簿に登録されていれば参観できます。参観席の定員は20人で、参観券は午後8時45分から先着順に交付します。